

ごんげんやま
権現山遺跡 範囲確認調査

調査の経過 権現山遺跡の発掘調査は五条川右岸浄化センター建設に伴う事前調査である。昨年度は事業区域内北東部にあたる岩倉市北島町および野寄町の五条川右岸微高地上において、本調査と範囲確認調査を計 500㎡行った。その結果、微高地全体に古墳時代を中心とする遺構が展開していることが明らかになった。本年度は一宮市伝法寺地区を中心とした、事業区域内南西部の範囲確認調査を平成9年5月から6月にかけて約200㎡行った。

調査の結果 調査区域を大きく4地区に分け、各地区とも任意にトレンチを設定し、バックホウによる掘削を行った後、土層の断面観察により、遺構・遺物の有無を確認した。

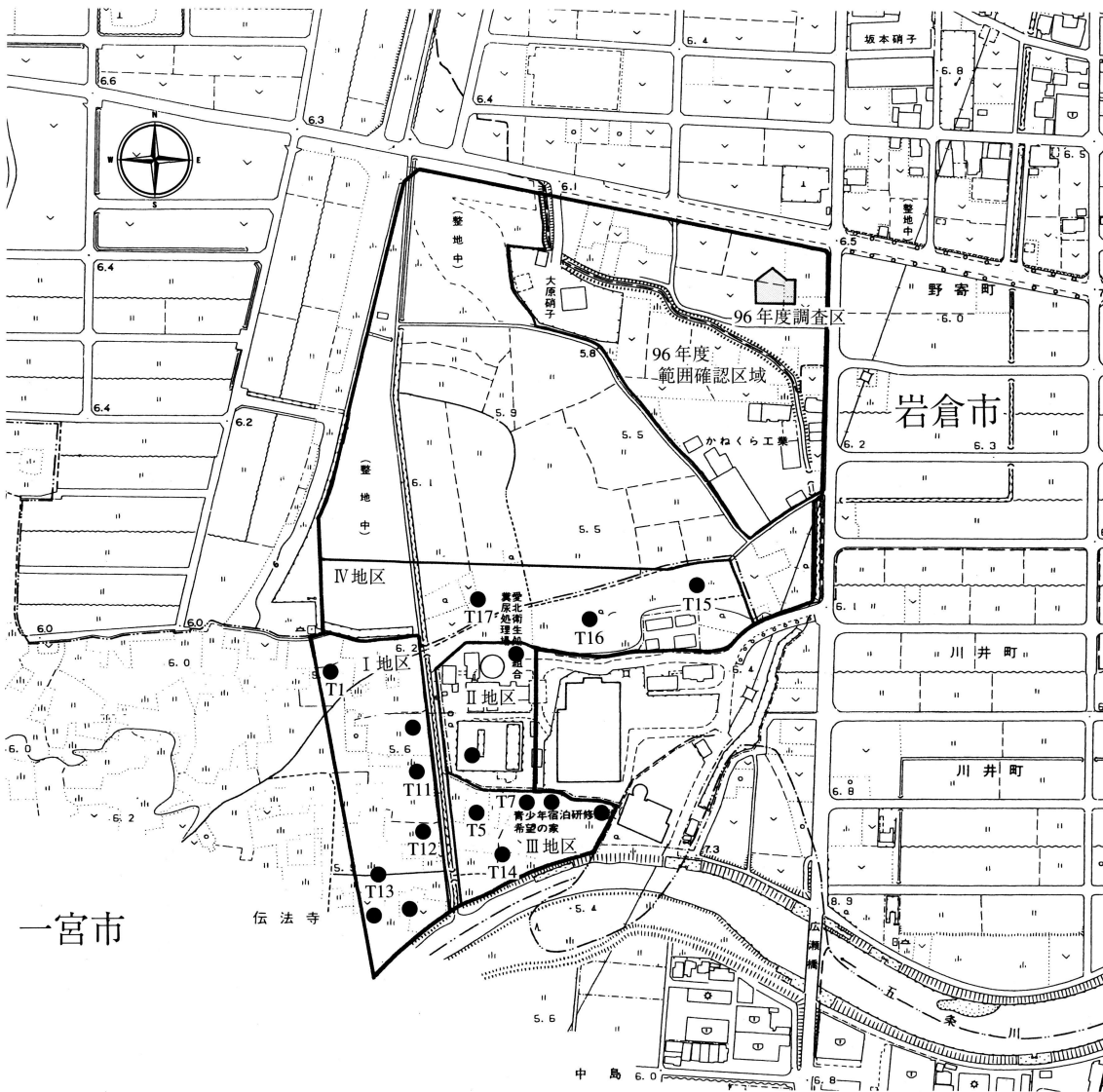
I 地区 全体に2m以上の客土が認められ、また各トレンチでは所々で攪乱が深く及ぶ箇所が認められた。T1では黒褐色粘土層が緩やかに下降する部分が認められ、この土層を掘り込む溝1と、黒褐色土層の下位に掘削されている溝2および溝3が確認された。T1からは遺物は出土していないものの、T11の黒褐色粘土層から弥生時代前期の土器と石器が出土したことから、この土層が弥生時代前期の遺物包含層で、溝1～3は弥生時代前期を相前後する時期のものと考えられる。またT11においても黒褐色粘土層の落ち込みと、基盤層（灰白色細砂層）を掘り込む遺構を確認している。ただし、T1をはじめとする各トレンチで見られた遺物包含層はこれまで権現山遺跡で確認されていない堆積であること、また展開する遺構・遺物も権現山遺跡とは様相を異にすることから、別個の遺跡として扱うことが望ましく、一宮市教育委員会と協議の上、「伝法寺野田遺跡」とした。しかしT12とT13を結んだラインより南は近年の天地返しにより遺構面は残存していなかった。

II 地区 愛北衛生組合糞尿処理場の跡地である。2m前後のバラスによる整地層があり、その下位には産業廃棄物が埋められており、遺構面は認められなかった。

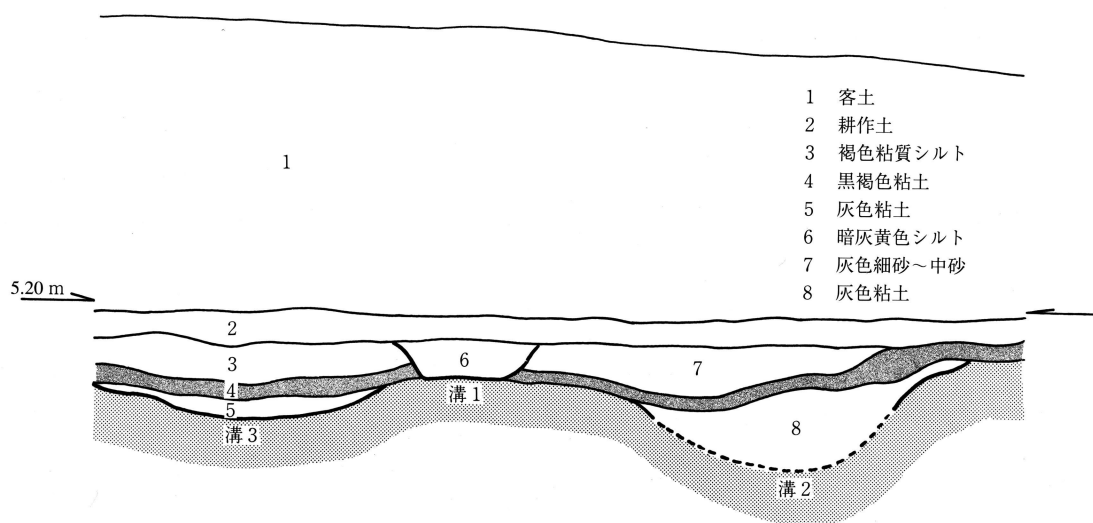
III 地区 五条川沿いで島畠が点在し、散布地として登録されている地区であるが、島畠上に設定したT5では、遺構・遺物は各堆積層で全く検出されなかった。ただし、I地区で確認された黒褐色粘土層および基盤層は五条川に向けて落ち込んでいき、T11と比高差が約1mとなる。このことからT11と5の間で南東方向に地形が急激に落ち込む可能性が高く、安定した黒褐色粘土層の堆積が認められる微高地上に伝法寺野田遺跡は展開するものと判断できる。またT7と14を結んだラインより南は、表土下で砂とシルトの互層からなる洪水性の堆積がみられたため、比較的最近までの五条川の活発な河川活動が繰り返されていた場所と考えられる。

IV 地区 I地区で見られた遺物包含層の北への広がりを確認する目的で、T15～17を設定した。T15・16は天地返しが行われており、基盤層まで攪乱を受けていた。T17では表土掘削後ただちに基盤層となる黄灰色砂層がみられ、さらに20～30cm下で粗砂層に達した。この堆積は96年度で確認している層序に対応し、権現山遺跡と伝法寺野田遺跡の境界がIV地区とII地区の間にあることが明瞭になった。

(大崎正敬・早野浩二)



第1図 調査区位置図 (1:5000)



第2図 T1西壁土層断面図 (1:50)